

令和 8 年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員案

現行最低賃金額

時 間 額 1 , 0 6 2 円

発 効 日 令和 7 年 1 0 月 1 2 日

改正最低賃金額

時 間 額 1 , 1 1 9 円

引上げ額 5 7 円

引上げ率 5 . 3 7 %

発 効 日 法定どおり